資料８

第 22 回統計基準部会の審議状況について（報告）
［日本標準職業分類の変更について］

審議における主な意見の内容は以下のとおりであった。

１．第６回改定案について

（１）分類項目の改定案（その他（小分類の統廃合））

提案された改定案に特段の異議はなかった。

２．第 21 回統計基準部会の審議状況

前回部会の審議状況について確認した。主な意見は以下のとおり。

【新大分類Ａ「管理的職業従事者」の減少理由について】

○　総務省統計局から、団塊の世代の役職定年に加え、組織のフラット化による管理職ポストの減少や、現場業務を兼ねるプレイングマネージャーの増加といった組織構造の変化など、複合的な影響と推測される旨説明があった。異常な事象ではなく合理的な理由が考えられることが分かり、納得した。（原専門委員）

３．第 21 回統計基準部会における指摘事項等への対応

（１）分類項目の改定案

提案された改定案について、主な意見は以下のとおり。

【新大分類Ｄの項目名称及び中分類の項目順について】

○　新大分類Ｄの項目名称を「教育・法務・経営等専門職業従事者」と変更することについて、国際標準職業分類では、「教育専門職」、「経営管理専門職」、「法務・社会・文化分野の専門職」の順に並んでおり、今回の変更で国際分類の順番に近づくため、整合性の面でも適切ではないか。（菅委員）

○　「教育・法務・経営」の順の名称変更案には違和感がある。中分類は以前から「法務」、「経営・金融・保険」、「教育」の順番だったと思われ、順番を変更することにより、利用者にとってデメリットもある。例えば、過去データとの接続や分析プログラムの修正が必要になり、コーディングミスのリスクが高まる。変更の必要性が明確でない限り、分類体系の連続性・一貫性の観点から、従来の中分類の並びを継承する方が望ましいのではないか。（原専門委員）

【職業分類の設定基準における「資格」の取扱いについて】

○　分類項目を「資格」の有無で区分しているものがあるが、「資格」の有無が職業分類の設定方法の基準として明確となっているか確認したい。（菅委員）

【動物を対象とする医療・看護従事者数の把握について】

○　動物を対象とする医療・看護について、動物病院助手や動物看護助手などの無資格者は、新大分類Ｈ「サービス従事者」の新小分類 439「その他の保健医療サービス従事者」に区分されている。今後、動物を対象とする医療従事者の分類区分の在り方について就業者数を参考に検討するのであれば、無資格者の人数も併せて把握することが望ましいと考えるが、これらを把握できるのか確認したい。（牧野臨時委員）

（２）次回改定に向けた検討課題（案）について

提案された検討課題案に特段の異議はなかった。主な意見は以下のとおり。

○　前回改定から 17 年が経過しているが、これだけの期間が空くと、前回改定に携わった有識者や実務担当者がいなくなり、当時の議論の経緯や雰囲気が引き継げない。知識を継承する意味でも、改定の間隔は 10 年程度が限度と考えるため、継続的な見直しの検討を課題として位置付けることは重要ではないか。（菅委員）

（３）答申の骨子案について

提案された骨子案に特段の異議はなかった。